

裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人が、平成25年6月28日付けで提起した西宮市福祉事務所長の生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

西宮市福祉事務所長が平成25年6月14日付けで審査請求人に対して行った保護廃止決定処分を取り消す。

審査請求の趣旨及び裁決の理由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、西宮市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成25年6月14日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものです。

第2 審査請求の理由

本件審査請求の理由として、請求人は次のとおり主張しているものと解されます。請求人は平成16年3月6日から西宮市にて生活保護を受給していたが、平成25年5月29日に、暴力団員であることを秘して保護費を受給し、もって同保護費相当額を詐取したとの疑いで、兵庫県警察署に勾留された。同年6月17日に請求人は不起訴処分となったが、処分庁は請求人が勾留中の同月14日付けで、請求人が暴力団員であることが判明したとの理由で、本件処分を行った。

処分庁は、兵庫県警本部の暴力団情報（データベース）上、請求人を暴力団員とする登録が存在していると主張しているが、同登録にかかる暴力団は既に解散、消滅しており、現在、請求人はいずれの暴力団の構成員でもない。また、請求人の保護費詐取にかかる被疑事件については、捜査の結果、不起訴処分となっており、請求人が暴力団員であるとの処分庁の立証もない。処分庁は請求人や近隣住民に対して、事実関係について確認、調査を行っておらず、これは調査義務の不履行であり、

請求人が暴力団員であることを理由とする本件処分には、明白な判断の誤りがある。

また、厚生労働省社会・援護局保護課長通知によれば、保護適用中の被保護者が暴力団員であることが判明した場合は、福祉事務所は被保護者に対し、脱退届、誓約書、自立更生計画書等の提出を要請して、「離脱等の指示」を行い、被保護者が「これに従わない場合」に、「所要の手続」を経て保護を廃止することとされているが、本件処分においてはかかる要件及び手続きが遵守されていない。また、処分庁は本件処分にあたり、請求人に対して生活保護法第62条第4項による弁明の機会を付与しておらず、明らかに違法である。

さらに、厚生労働省社会・援護局保護課長通知によれば、暴力団員であっても急迫状況下においては保護を適用すべきとしているところ、不起訴処分による身柄解放時点で、請求人は数千円の所持金しか所持しておらず、またC型肝炎等の治療を受ける必要もあり、状況は著しく切迫していた。これらは保護適用の要件を満たすものであり、本件処分はこうした観点からも違法である。

このため、本件処分を取り消すとの裁決を求める。



第3 当庁の認定した事実及び判断

1 当庁の認定した事実は、次のとおりです。

(1) 請求人は、平成16年3月6日より、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を受給していること。

(2) 平成25年5月31日付けケース記録によると、

「<本ケースの停止について>

別紙のとおり、主が5月28日詐欺罪により逮捕された。そのため、5月29日付で本ケースを停止とする。停止期間5月29日から11月28日まで 主の身柄が拘束されている場所： ██████████ 警察署

と記載されていること。

(3) 同日付け保護停止決定通知書によると、「停止年月日」として「平成25年5月29日」と、「停止の理由」として「 ██████████ (世帯主)さんの逮捕・勾留による。」と記載されていること。

(4) 同年6月14日付けケース記録によると、

「(本ケースの廃止について)

平成24年6月14日兵庫県 ██████████ 警察署より、別紙のとおり主が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した。別紙ケース診断会議記録票のとおり、本ケースを25年6月14日付で廃止する。」(原文ママ)

と記載されていること。

また、同日付け「生活保護関係事項照会の結果について(報告)」によると、処分庁が請求人について、 ██████████ 警察署から電話により得た回答の内容として、「『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第6号に規定す

るところの暴力団員である。」、「平成24年6月以前から暴力団員であることを認定していた。」と記載されていること。

(5) 同日、処分庁は本件処分を決定したこと。なお、同通知書によれば、「廃止年月日」として「平成25年6月14日」と、「廃止の理由」として、「[REDACTED]（世帯主）さんの暴力団員であることの判明による。」と記載されていること。

(6) 同年7月3日付けケース記録によると、
「平成25年6月17日[REDACTED]警察署を訪問し、主と面談。桑原S.V、[REDACTED]氏同席。
本人に対し、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員であることから、生活保護を廃止する旨を伝え、廃止決定通知書を手渡した。」
と記載されていること。

2 当庁の判断は、次のとおりです。

(1) 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものであり、同条第2項によれば、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるもの」とされています。これは、保護制度における基本的な原理のひとつである保護の補足性について定めた規定であり、法第5条においても、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原則に基づいてなされなければならない。」とされています。

(2) 厚生労働省社会・援護局課長通知（平成18年3月30日社援保発第0330002号。）によれば、「暴力団員は集団的に又は常習的に暴力団活動（暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、保護の要件の判断に当たり、

① 本来は正当に就労できる能力を有すると認められることから、稼働能力の活用要件を満たさない

② 暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が福祉事務所に対して申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、福祉事務所による生活実態の把握や法第29条に基づく資産等調査によってこれを発見・把握することは困難であることから、資産・収入の活用要件を満たしていると判断することができないが、これは暴力団員であることに起因するものである

と認められることから、保護の要件を満たさないものとして、急迫状況にある場合を除き、申請を却下することとする。」、「申請者等が暴力団員であることが疑われる場合において、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によっては福祉事務所が暴力団員該当性を確認することが困難なときには、その暴



力団員該当性について警察から情報提供を受ける必要がある場合がある。」とされています。

(3) また、同通知によれば、「申請者等が申請時点においては暴力団員であったが、

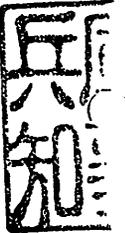
ア 暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）

イ 誓約書（2度と暴力団活動を行わない、暴力的言動を行わない等）

ウ 自立更生計画書

の提出を要請するなどにより、暴力団から離脱させた場合であって、現に生活に困窮していることが他の調査等から明らかであるときには、あらためて厳格な資産調査等を行い、保護の適否を判断すること。」とされており、さらに、保護適用中に被保護者が暴力団員であることが判明した場合には、これらの手続きに準じて離脱等の指示を行い、これに従わない場合には所要の手続きを経て保護を廃止することとされています。

(4) 法第27条第1項によれば、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とされています。そして、法第62条第1項によれば、「被保護者は、保護の実施機関が、（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」、同条第3項によれば、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」、同条第4項によれば、「保護の実施機関は前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」とされています。



(5) これらを本件についてみると、請求人は審査請求書において、請求人は暴力団員ではなく、また、処分庁の調査は不足しており、請求人が暴力団員であることの処分庁の立証がないことを主張しています。しかし、処分庁は（2）により、当庁の認定した事実（4）のとおり、警察に確認した上で、請求人が暴力団員であると判断しており、この判断について違法、不当な点は認められません。

(6) 次に、当庁の認定した事実（4）のとおり、請求人が暴力団員であることを処分庁が知り、かつ、当庁の認定した事実（5）のとおり、処分庁が本件処分を行った平成25年6月14日に、請求人が警察署に勾留中であつたことについては、請求人と処分庁の間に争いはなく、また、処分庁は弁明書において、勾留中は接見禁止命令のために面談が出来ない状況であつたことを主張しています。ここで、保護適用中に被保護者が暴力団員であることが判明した場合の取扱いについては、（3）のとおり、被保護者に対して「離脱等の指示」を行い、これに従わない場合には「所要の手続き」を経て保護を廃止することと定められていますが、前述のとおり、請求人が暴力団員であることを確認してから6月14日に至るまで、処分庁が請求人に対して離脱等の指示を行った事実は確認できません。処分庁は弁明書において、「平成25年6月17日の時点で暴力団員

であることが明らかであったため、保護廃止決定通知書を手渡し、口頭による「離脱の指示」を行った旨を主張していますが、これは本件処分後に行われたものであり、(3)に定められた「離脱等の指示」には該当しません。

また、(3)及び(4)に定められた「所要の手続き」として、処分庁が請求人に対し、法第62条第4項に基づく弁明の機会の付与を行った事実も認められません。処分庁は弁明書において、接見禁止命令のために請求人に面談できず、そのため、弁明の機会を付与することができなかつた旨を主張していますが、接見禁止命令がなされている場合に、「所要の手続き」を経ずに廃止ができる旨の定めは、法及び法に係る通知にはありません。

以上のことから、本件処分には、重大な瑕疵があると認められますので、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定を適用して主文のように裁決します。



平成25年 9月11日

兵庫県知事 井戸 敏

